

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 三瀬矢引風力発電事業 計画
段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年9月9日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 三瀬矢引風力発電事業 計画
段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全
の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 山形県鶴岡市
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出 力： 最大30, 100kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月16日
環境大臣意見受理	令和2年 8月28日
経済産業大臣意見	令和2年 9月 9日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、野田
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 三瀬矢引風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的影響について

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺では、本事業者が出資する事業者による風力発電所が建設中であることから、本事業と建設中の風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特

に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺には、渡り鳥の集団渡来地(越冬地・休息地)として国指定鳥獣保護区に指定され、大規模なガン・カモ類の渡来地としてラムサール条約湿地に登録されている大山上池・下池が存在するほか、ハチクマ、サシバ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた「ケヤキ群落」、「ヤナギ低木群落」等の植生、同調査の第2回調査(特定植物群落)で特定植物群落に選定されている「気比神社社叢」、山形県自然環境保全条例(昭和 48 年山形県条例第 21 号)に基づき指定された「気比神社社叢」等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。